### 田原本駅前広場出店利用規約

一般社団法人 田原本まちづくり観光振興機構(以下「指定管理者」と言います)が指定管理業務を行う田原本駅前広場(以下「広場」といいます)場出店利用の際は、利用規約を遵守して下さい。本規約をお守り頂けない場合、ご利用をお断りさせていただく場合がございます、ご理解の程お願い申し上げます。

### 【適応範囲】

指定管理者が出店者との間で締結する出店契約およびこれに関連する契約は、この利用規約の定めるところによるものとし、この規約に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。

# 【利用目的】

広場は、物品の販売、飲食物の調理販売、興行(イベント)、社会活動、PR活動、ワークショップなどの目的で利用することを原則と致します。

## 【出店利用可能時間】

平日 9:00 から 21:00 まで 土・日・祝 9:00 から 17:00 まで

定休日:月曜日(月曜が祝日の場合は開館。その翌平日が休館)12月29日~1月3日

利用時間は準備(搬入)と片付け(搬出・清掃)が終了するまでの時間とします。

※ただし、 指定管理者との事前協議がある場合はその限りではございません。

利用時間は事前にお申し込みいただいた時間を厳守して下さい。

お客様、参加者の皆様が利用時間前に来場なさらないよう、ご案内にもお気を付けください。

#### 【出店スペース・利用料金・減免】

出店可能スペースは https://tawaramoton.com/ekimae/をご確認ください。

#### 【出店スペース・利用料金・減免】

- ◆全額免除(100%)
- (1)町又は町の加入する組織若しくは団体が主催し、共催する事業に使用する場合
- (2)学校教育法 昭和 22 年法律第 26 号 第 1 条に規定する学校若しくは同法第 124 条に規定する専修学校若しくは同法第 55 条第 1 項の規定により指定された技能教育のための施設又は児童福祉法 昭和 22 年法律第 164 号第 39 条第 1 項に規定する保育所若しくは同法第 39 条の 2 第 1 項に規定する幼保連携型認定こども園が使用する場合
- (3)国又は地方公共団体、警察、消防、自衛隊等が公共の用に供する目的で利用する場合
- (4)指定管理者が必要があると認める場合
- ◆利用料金 減額(50%)
- (1)町又は町の加入する組織若しくは団体が後援する事業に使用する場合

### 【出店の申込み】

申込受付期間は出店日の3か月前から10日前までとします。

※ただし、急を要する場合で、指定管理者が必要とみられる場合は、前日まで予約可とします。

出店責任者は20歳以上に限ります。

申込書並びに必要書類の提出方法は観光ステーション磯城の里(田原本町 193)へ直接提出、郵送、メールでの送付とさせていただきます。

## 【ご利用「申込」から「完了」(予約確定)まで】

1. 利用場所見学

初めてのご利用のお客様は、利用場所の見学を行うようお願いしております。

2. 利用申請

ご利用いただく際には下記書類のご提出をお願いします。

- ①田原本駅前広場利用申請書 様式第1号(第3条関係)
- ②本利用規約への同意書(本書面最下部に記載欄あり)
- ③別紙田原本駅前広場利用計画書(利用内容・出店イメージ図など)

※予約状況、利用内容によっては、お申し込みをお受けできない場合がございます。

3. 利用可否の連絡

ご利用が可能な場合は、『田原本駅前広場利用許可書 様式第2号(第3条関係)』を発行いたします。

4. 別途必要書類

(飲食・火器取り扱いの方やイベント主催者の方)

- ■法人・個人出店時(ブース出店・1 m²出店)
  - ①生産物賠償責任保険、施設賠償責任保険等の控え
  - ②簡易営業許可証、露店営業許可証、奈良県内のキッチンカーいずれかの営業許可証の控え ※保険と営業許可証はその期日であれば2回目以降の利用時に再提出は不要です
- ■イベント主催者(駅間プラン・広場プラン・一式プランを利用の場合)
  - ・イベント保険の控え(施設賠償責任保険や、飲食を伴う場合は生産物賠償責任保険など)
  - ・道路使用許可申請書の控え【天理警察 田原本警察庁舎へ提出】 (主催者が、道路使用許可申請を事前に警察へ届け出る必要があります)
  - ・食品営業類似行為等実施計画書の控え【奈良県中和保健所へ提出】※露店営業がある場合
  - ・露店等の開設届出書の控え【磯城消防署へ提出】※火器類の使用がある場合
  - ・配置図など
- 5. 利用料の支払い

ご利用料金は原則当日現金精算とします。

※法人の方で請求書での振込をご希望の方は事前にご相談ください。

### 【予約後のキャンセル】

やむを得ない理由により、利用許可書到着後にご予約をキャンセルされる場合は、利用日の 10 日以上前までに田原本駅前広場利用キャンセル届に必要事項を記載し、メールにて送付をお願い致します。

### 【キャンセル料】

10日前まで・・・キャンセル料金不要 9日以降・・・キャンセル料 100%

※田原本町に警報が発生した場合、または 災害その他の事故により許可された利用の中止の必要があると認められるときはキャンセル料金を頂戴いたしません。

#### 【予約後の利用の禁止又は制限】

次に掲げるときは、区域を定めて広場の利用を禁止し、又は制限する場合がございます。

- ①広場の損傷その他の理由により、その利用が危険であると認められるとき。
- ②広場に関する工事等のため、やむを得ないと認められるとき。
- ③広場の管理上必要と認められるとき。

### 【撮影、web・メディア掲載】

広場で開催されるイベント等で撮影の許可をお願いする場合があります。撮影した写真・動画は、メディア等で広場の利用促進を目的として使用させていただく場合がございます。

## 【出店利用時の注意点】

## ≪搬入搬出≫

広場に搬入車が乗り入れる際は事前に搬入・搬出時間と台数をお伝えください。

搬入・搬出出許可スペースに乗り入れる際は誘導担当者を配置し、最徐行で通行者などに十分注意を払い、照明等のポール、看板、樹木などにも当たらないようにしてください。

指定された場所以外の場所へ車両を乗り入たり、又は止め置く行為はできません。

点字ブロックやブロックにまたがっての駐停車をしないでください。

## ≪設営≫

出店時に用意するテント設営等にあっては、風雪等で破損・落下・飛散・倒壊等しないように堅固に設置してください。

油を使用する設備を設置する場合は、必ず使用者がベニア板、ビニールシート等を準備し、出店する場所全面に敷くこと。さらに広場の地面にも飛び散らないよう防止策を行い、出店場所を出る際は出店者の靴に付着した油を必ずふき取ってください。

催物案内等の広告物、のぼり等を掲示する場合も、全て許可制となっておりますので事前に承認を得て ください。

(設置場所によっては出店者・主催者が、道路使用許可申請を事前に警察へ届け出る必要があるため)

# ≪飲食物販売≫

アルコール類の販売は可能です。ただし販売時には必ず年齢確認及び、飲酒運転防止対策を行ってください。

広場内で排水はできません。使用時に出た汚水や油等については、使用者で処理してください。したがって食料、食器、機材、調理器具等の洗浄もできません。

食品衛生や関連する法律を遵守してください。

## ≪清掃・後片づけ≫

広場にゴミ箱はありませんので、発生したゴミは使用者の責任においてゴミ箱などを設置して回収して ください。

利用終了にあたり、装飾品施工及び撤去作業で発生した残材やゴミ等は、すべてお持ち帰りください。 利用終了後は利用前の状態まで原状回復して下さい。

出店後は出店スペース周辺の清掃を行ってください。

### ≪その他≫

出店中のケガ等についても、当施設では責任を負いかねますので、十分注意の上、安全に配慮してください。

広場では、出店者側の責任の下に防災・防犯の安全確認を行なってください。 広場内には、許可のない火器類、また危険物のお持ち込みは一切できません。 出店者、関係者の皆さまは会場内及び周辺での禁煙のご協力をお願いします。

## 【利用許諾の取り消し】

次に掲げるときは、利用許諾の取り消しを行う場合がございます。

- ①申込時の利用目的と実際の利用内容が著しく異なるとき
- ②音、振動、臭気の発生により、周囲に迷惑を及ぼす、またはそのおそれがあるとき
- ③期日までに指定管理者が請求する必要な書類の提出がないとき

- ④偽りその他不正の手段により、利用許可を受けたと認められるとき
- ⑤出店責任者が出店当日不在のとき
- ⑥施設内での宗教活動、勧誘活動を行ったとき
- (7)広場の管理上支障があると認められるとき
- ⑧利用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸したとき
- ⑨反社会的勢力の構成員またはその関係者であるとき
- ⑩暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力 団の財産上の利益となり、又はその活動を助長するおそれがあると認められるとき
- (11)公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき
- ②災害その他の事故により許可された利用の中止の必要があると認められるとき
- ③指定管理者からの注意に従わず、本規約に反すると指定管理者が判断したとき

# 【免責及び損害賠償】

利用中の展示物及び利用者・参加者がお持ち込みになられた物品(貴重品を含む)等の盗難、紛失、毀損事故については、その原因の如何を問わず指定管理者は一切の責任を負いません。

天災地変、関係各省庁からの指導、その他当方の責に帰さない事由により利用が中止された場合、その損害については一切の責任を負いません。

広場の建造物、設備、什器、貸出備品を毀損、汚損、紛失させた場合には、その損害について全額賠償請求致します。

故意または過失により油の付着や排水などが確認された場合は、使用者の責任において除去していただくか、補修工事費等実費を請求致します。

販売、販売物において、お客様とトラブルになった場合、指定管理者はその責を一切負いません。

出店に際し、発生した損害(第三者に及ぼした損害をふくむ)のために必要な費用は出店者が負担するものとします。

利用許可を取り消し、若しくは利用許可に付した条件を変更し、又は利用の中止を命じた場合において、出店者に損害が生じる利用者のいかなる損害に対しても、指定管理者は、一切の責任を負いません。また返金も致しかねます。

その他、利用者が本規約に違反したことによって、指定管理者が損害を被った場合には、その損害について全額賠償請求致します。

利用規約を全て確認し同意しました。 🔲 (同意の均	場合はチェックをお願	頂いします	<b>†</b> )		
	令和	年	月	日	
屋号	・法人・団体名				
	責任者氏名				